

管理事務を中心とした 市区町村の選挙実務

はじめに

選挙は住民が政治に参加する仕組みの根幹を成すものであり、住民が自らの意志を政治に反映させるために、自らの代表者を選出する一連の手続です。選挙で投じられた貴重な一票を、漏れなく確実に政治へ届けるために、選挙事務の管理・執行は公職選挙法の規定に基づいて瑕疵なく公正に行われる必要があります。

各選挙管理委員会においては、選挙が適正に管理・執行されるよう日頃から準備を進めているところではありますが、選挙の種類を問わず問題となる事例が発生しているのも事実です。選挙の管理・執行にあたっては、「有権者の声を政治に届ける」という選挙管理委員会の使命を全うするためにも、今一度、選挙事務の基本に立ち返って、基本的な規定の内容と手続の流れを深く理解し、正確で瑕疵のない選挙を志さねばなりません。

本書は、『選挙時報（平成30年11月号～平成31年3月号）』に連載された「管理事務を中心とした市区町村選挙実務講座」を1冊にまとめ、一部加筆し最新版として編集したものです。選挙事務を瑕疵なく行うための基本的な指針として、公職選挙法が定める選挙事務に関する規定の要点や、選挙期日の告示に始まり当選の告示に至る選挙事務の手続の流れをわかりやすく整理・解説しました。

初めて選挙事務を担当する皆様が選挙事務の基本を理解するための入門書としてはもちろん、選挙事務経験者には確認用の資料としても、本書を広くご活用いただき、瑕疵のない公正な選挙事務の管理・執行にお役立ていただければ幸いです。

令和4年4月

選挙管理研究会

目次

はじめに	3
------------	---

1 基本的事項

(一) 定数	10
(二) 選挙区	10
(三) 投票区	11
(四) 開票区	13
(五) 選挙権	14
1 積極的要件	14
2 消極的要件	15
(六) 被選挙権	16

2 選挙期日の告示前に行うべき事務

(一) 投票用紙の様式	18
(二) 個人演説会公営施設の使用に関する準備事務	18
1 公営施設の指定及び報告	18
2 公営施設の使用のための納付費用額についての公表	20
3 公営施設の使用予定表の提出要求	20
4 公営施設の使用に関する定め公表及び公表についての承諾	21
(三) 記号式投票、任意制選挙公報等に関する条例・規程の制定	22
(四) 選挙長、投票管理者、開票管理者及びこれらの職務代理者並びに投票立会人の選任、内定	22
1 選挙長、同職務代理者	22
2 投票管理者、同職務代理者	23

3	開票管理者、同職務代理者	24
4	投票立会人	25

3 選挙人名簿の登録等

1	選挙時登録	28
2	選挙人の数の報告	30
3	選挙人名簿の整理	30

4 選挙期日の告示等

(一)	選挙期日の告示	32
(二)	選挙長、同職務代理者の選任告示	32
(三)	投票管理者、同職務代理者、開票管理者、同職務代理者の 選任告示	33
(四)	選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	33
(五)	繰上投票期日の決定	35
(六)	投票所開閉時刻の特例に関する告示及び通知	36

5 立候補届出の受理

(一)	立候補届出の受理	38
1	立候補届出日	38
2	立候補の届出	44
3	立候補届出の審査及び受理	61
4	立候補届出後における異動	71
5	自動車・船舶及び拡声機を表示するための表示板の交付	75

6	選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成又は 選挙運動用ポスターの作成の公営	76
7	選挙運動用通常葉書の作成の公営	76
8	街頭演説用標旗・腕章及び乗車（船）用腕章の交付	77
9	選挙事務所設置届出等の受理	78
10	出納責任者選任届出等の受理	80
11	報酬を支給できる者の届出の受理	83

6 選挙期日の前日まで

(一)	期日前投票及び不在者投票	86
1	期日前投票制度及び不在者投票制度の意義	86
2	期日前投票制度及び不在者投票制度の概要	86
3	期日前投票及び不在者投票	90
4	期日前投票及び不在者投票の送致	132
5	不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書	135
6	期日前投票及び不在者投票記載場所における候補者の 氏名等の掲示	136
(二)	ポスター掲示場	137
(三)	ポスターの検印等	138
(四)	公営施設使用の個人演説会	140
(五)	選挙事務所の閉鎖命令	146
(六)	文書図画の撤去命令	146
(七)	投票所の告示	148
(八)	指定投票区・指定関係投票区の告示	149
(九)	開票の場所及び日時	149

(十) 選挙会の場所及び日時 of 告示	150
(十一) 公職の候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじ	151
(十二) 投票立会人の選任等	153
(十三) 開票立会人の決定及び選任	156
(十四) 選挙立会人の決定及び選任	163
(十五) 選挙の期日の延期の場合の手続	163
(十六) 無投票の手続	164
(十七) 繰延投票の場合の手続	165
(十八) 投票所入場券の交付	166
(十九) 投票記載の場所の設備	166
(二十) 記号式投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序に 関するくじ	167
(二十一) 投票所における公職の候補者の氏名等の掲示	167
(二十二) 任意制選挙公営	167

7 政党等の政治活動に関する事務 170

8 投票

(一) 投票所の開所	174
(二) 投票することのできる者	175
(三) 投票の拒否	178
(四) 投票用紙の交付	179
(五) 投票	181
(六) 退出させられた者等の投票	188
(七) 不在者投票の取扱い	188

(八) 投票所及び投票箱の閉鎖	193
(九) 投票録の作成	194
(十) 投票箱等の送致	195
(十一) 投票所の秩序維持	196

9 開票

(一) 仮投票、代理投票の仮投票、不在者投票の受理不受理の決定	198
(二) 投票の点検	200
(三) 投票の効力の決定	201
(四) 開票録の作成	213
(五) 結果の報告	214
(六) 選挙人名簿等の返付等	214
(七) 開票所の取締	215
(八) 投開票事務について留意しなければならない事項	216

10 選挙会

(一) 選挙会の手続	220
(二) 当選人決定の報告等	228
(三) 当選人の決定の告知及び告示等	229
(四) 当選証書の付与等	231

11 選挙会後

(一) 当選人の繰上補充	234
(二) 再選挙	236

(三) 争訟	237
(四) 供託物の返還	237

1 基本的事項

選挙は、選挙期日の告示にはじまって当選の告示をもって終了する一連の手續行為であり、この間における諸手續について以下解説を加えていくが、その前に、これらの選挙管理事務の基礎をなしているいくつかの基本的事項について述べることとする。

(一) 定数

市町村の議会の議員の定数は、条例で定めるものとされている。また、議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない（地方自治法 91 ①、②）。

ただし、例外的に議員の任期中でも市町村の廃置分合又は境界変更により著しく人口の増減があったときは、議員の定数の増減を行うことができる（地方自治法 91 ③）。

ここでいう「人口」とは、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう（地方自治法 254）。

なお、官報で公示された人口の調査期日以後において郡又は市町村の境界に変更があったときは、都道府県知事の告示した人口によることとされている（地方自治法施行令 176、177、公職選挙法施行令（以下「令」という。） 144）。

(二) 選挙区

市町村長は当該市町村の区域において、また市町村の議会の議員は選挙区がある場合にあっては各選挙区において、選挙区がない場

合にあってはその市町村の区域において、選挙することとされている（公職選挙法（以下「法」という。）12③、④）。

ただし、市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができるが、指定都市については、区の区域をもって選挙区とするものとされている（法15⑥）。こうした選挙区条例は、令第8条の場合を除き、一般選挙の場合に限り制定し得るものであり、新たに選挙区を設けようとする市町村は、選挙期日の告示前に当該条例を制定しておくことが必要である。各選挙区の議員定数は原則として人口に比例して定めなければならないとされており（法15⑧）、ここでいう「人口」の定義については、先に述べたところと同じであるが、官報による公示は、市町村単位で行われ、市町村内の各地区ごとの人口は公表されないので、選挙区の定数を定めるにあたっては、その市町村の人口について公表されたときの調査の基礎となった調査区ごとの人口の合計を基礎とする等の方法により、各選挙区の割合を求めるべきである（昭28・9・21行政実例）。また、人口比例の原則の例外として、法第15条第8項ただし書は、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して各選挙区の定数を定めることができるとしている。

なお、地方議会の議員定数配分の不均衡問題については、すでに東京都議会議員選挙や千葉県議会議員選挙等に関する最高裁判決において判断が示されているので、これらについても勘案のうえ、適切に対処することが望ましい。

（三）投票区

投票区は、市町村の区域によることとされているが、市町村の選

挙管理委員会は、必要があると認めるときは市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる（法 17 ①、②）。「必要があるとき」とは、明確な基準はないが、1 投票所当たりの有権者数、地勢その他の事情を考慮して、投票事務管理能力の許す範囲内において、選挙人の投票の便宜を図って決定すべきであろう（昭 44・5・15 通知）。

なお、市町村の区域を分けて数投票区を設け又は投票区数を増加しようとする場合には、総務大臣の定める基準に従うことを要するものとされ（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 19）、昭 25・5・17 全選事務局長通牒は必要と認める範囲を定めている。

また、投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化促進の見地から、最近の都市化及び過疎化に伴う選挙人の集団の状況、投票区の地形及び交通の利便等地域の特性を十分考慮のうえ、遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上の地区）を含む投票区の分割再編成、過大投票区（1 投票区の選挙人の数がおおむね 3,000 人を超えるもの）の分割等について積極的な措置が望まれる（昭 44・5・15 通知）。

投票区は選挙人名簿調製の単位区域ともなるので、投票区の増設変更は、選挙人名簿登録の期日前に行うことが適当である。しかし、この期日後に市町村の境界の変更のため、投票区の増設変更を必要とするような場合には、増設変更しても差し支えないものと解される（昭 2・8・15 通牒）。

なお、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない（法 17 ③）。

(四) 開票区

開票区は、市町村の区域によることとされているが、前述のように法第15条第6項の規定により市町村の議会の議員の選挙について条例により選挙区を設けている場合には、その選挙区の区域が開票区となるものとされている（法18①）。さらに、都道府県の選挙管理委員会が特別の事情があると認めるときは、市町村の区域を分けて数開票区を設けることができる（法18②）。この場合、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区を設けることができる特別の事情があると認めるに足りる特別な事情を有するとき、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならぬ（令10の2①）。その上で、法第18条第2項に基づき、都道府県の選挙管理委員会が特別の事情があると認めるときに限り、市町村の区域を分けて数開票区を設けることができる。

投票区の増設については、必要があると認められるときは、市町村の選挙管理委員会において行いうることとされているのに対し、開票区の増設については制限的に規定されている。これは、みだりに開票区を増設することは、秘密投票の趣旨から好ましいことではなく、また、開票事務の公正かつ能率的な処理に支障をきたすおそれもあるからである。したがって、ここにいう「特別の事情」とは、おおむね①有権者の数が多く、そのため開票事務に長時間を要する場合、②町村合併等によって市町村の区域が広大となった場合、③交通が不便なため投票箱を1箇所に取りまとめるのが困難である場合等に限られると考えられる。

これら特別の事情により新たに開票区を設けようとする市町村又は現在の開票区を更に細分化しようとする市町村は、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と打ち合わせをしておくことが必要である。